

## 機械読取式でない旅券の使用期限等について

当館を含む一部在外公館にて 2006 年 3 月 19 日までに申請を受け、交付された旅券は機械読取式でない旅券があります。機械読取式でない旅券は個人情報に記載されているページの下部に「THIS PASSPORT IS NOT MACHINE READABLE」と記載されています。

旅券の国際基準を定める国際民間航空機関(ICAO)は、機械読取式でない旅券の流通期限を 2015 年 11 月 24 日までと定めており、翌 25 日以降は、旅券の有効期限が過ぎていなくても原則として使用できなくなります。

つきましては、機械読取式でない旅券をお持ちの方につきましては、すみやかに新規の旅券（10 年または 5 年）を申請いただく必要がございますので、当館にご相談ください。

また、2014 年 3 月 20 日以前に記載事項の訂正（苗字や本籍地の変更）手続きをされた旅券につきましても、変更後の情報が機械読取部分に反映されないことから、最新の IC 旅券に更新することをお勧めいたします。

詳しくは外務省 HP ([http://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/pss/page3\\_001066.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/pss/page3_001066.html)) を御覧下さい。

マイアミ日本国総領事館

旅券係

TEL : 1-305-530-9090

e-mail : [ryojil@mi.mofa.go.jp](mailto:ryojil@mi.mofa.go.jp)